

規制情報

道路法 第46条に基づく通行規制を実施

【道路構造物の破損、欠壊等に伴う道路管理者による通行規制】

秋葉橋 全面通行止

平成30年12月17日 15時より

二級河川勝間田川に架かる「秋葉橋」において、道路法に基づく橋梁点検を実施したところ、判定区分Ⅳの「**構造物の機能に支障が生じており、緊急に措置(通行止)を講ずるべき状態**」の判定となったため。

ご迷惑をおかけしますが、迂回措置をお願いします。

(参考)

I	健全
II	予防措置段階
III	早期措置段階
IV	緊急措置段階

規制に関する問合せ先

牧之原市役所 建設管理課
電話: 0548-53-2627